

保発 0601 第 4 号

令和 8 年 6 月 1 日

都 道 府 県 知 事 }
地方厚生（支）局長 }

殿

厚生労働省保険局長

（ 公 印 省 略 ）

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」の一部改正について

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」（昭和 33 年 9 月 30 日付け保発第 64 号厚生省保険局長通知）について、その一部を別紙のとおり改正し、令和 8 年 7 月 1 日施術分から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」(昭和 33 年9月 30 日付け保発第 64 号)

(傍線部分が改正部分)

改正後

柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準

初検、往療及び再検	
1. 初 検 料	<u>1,560</u> 円
2. 初検時相談支援料	100 円
3. 往 療 料	2,300 円
4. 再 検 料	<u>420</u> 円

注 1. ～ 5. (略)

注 6. 再検料の算定は、初回及び 2 回目の後療日に限る。

不全骨折・脱臼 (略)

打 撲 及 び 捻 挫	施 療 料	後 療 料
1. 打 撲	<u>770</u> 円	} <u>550</u> 円
2. 捻 挫	<u>770</u> 円	

注 1. ・ 2. (略)

備考 1. 後療において強直緩解等のため、温罨法を併施した場合又は施術効果を促進するため、柔道整復の業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合の電療料として、骨折又は不全骨折の場合にあってはその受傷の日から起算して 7 日間を除き、脱臼、打撲、不全脱臼又は捻挫の場合にあってはその受傷の日から起算して 5 日間を除き、1 回につきそれぞれ 80 円又は 46 円を加算する。

改正前

柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準

初検、往療及び再検	
1. 初 検 料	<u>1,550</u> 円
2. 初検時相談支援料	100 円
3. 往 療 料	2,300 円
4. 再 検 料	<u>410</u> 円

注 1. ～ 5. (略)

注 6. 再検料の算定は、初回後療日に限る。

不全骨折・脱臼 (略)

打 撲 及 び 捻 挫	施 療 料	後 療 料
1. 打 撲	<u>760</u> 円	} <u>505</u> 円
2. 捻 挫	<u>760</u> 円	

注 1. ・ 2. (略)

備考 1. 後療において強直緩解等のため、温罨法を併施した場合又は施術効果を促進するため、柔道整復の業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合の電療料として、骨折又は不全骨折の場合にあってはその受傷の日から起算して 7 日間を除き、脱臼、打撲、不全脱臼又は捻挫の場合にあってはその受傷の日から起算して 5 日間を除き、1 回につきそれぞれ 75 円又は 33 円を加算する。

備考2. 冷罨法を併施した場合（骨折又は不全骨折の場合にあっては、その受傷の日から起算して7日間に限り、脱臼の場合にあっては、その受傷の日から起算して5日間に限り、打撲又は捻挫の場合にあっては、受傷の日又はその翌日の初検の日に限るものとする。）は、1回につき <u>80円</u>を加算する。 備考3. 施術部位が<u>2部位以上</u>の場合は、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料について、<u>2部位目は所定料金の100分の80に相当する額により算定し、3部位目は所定料金の100分の60に相当する額により算定する。</u>なお、4部位目以降に係る費用については、3部位目までの料金に含まれる。 備考4. 初検日（<u>初検料を算定できない場合を含む。以下この項において同じ。</u>）を含む月から起算して5か月を超える月における施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）については、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料について所定料金（備考3.により算定されたものを含む。）の100分の75に相当する額により算定する。 ただし、初検日を含む月以降の連続する5か月以上の期間において1月につき10回以上の施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）を行っていた場合は、当該連続する5か月の翌月以降に行う施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）については、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料について、所定料金（備考3.により算定されたものを含む。）の100分の50に相当する額により算定する。この場合において、所定料金の100分の50に相当する額と、所定料金の100分の75に相当する額との差額の範囲内に限り、所定料金の100分の50に相当する額により算定した額を超える金額の支払いを患者から受けることができる。 備考5. 初検日（<u>初検料を算定できない場合を含む。</u>）を含む月から起算して5か月を超えて、継続して3部位以上の施術（骨折又は不全骨折に係るものを含む。）を行った場合は、備考3. 及び備考4. による方法に代えて、あらかじめ地方厚生（支）局長及び都道府県知事に届け	備考2. 冷罨法を併施した場合（骨折又は不全骨折の場合にあっては、その受傷の日から起算して7日間に限り、脱臼の場合にあっては、その受傷の日から起算して5日間に限り、打撲又は捻挫の場合にあっては、受傷の日又はその翌日の初検の日に限るものとする。）は、1回につき <u>85円</u>を加算する。 備考3. 施術部位が<u>3部位以上</u>の場合は、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料について3部位目は所定料金の100分の60に相当する額により算定する。なお、4部位目以降に係る費用については、3部位目までの料金に含まれる。 備考4. 初検日を含む月（<u>ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあっては、当該月の翌月</u>）から起算して5か月を超える月における施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）については、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料について所定料金（備考3.により算定されたものを含む。）の100分の75に相当する額により算定する。 ただし、初検日を含む月（<u>ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあっては、当該月の翌月</u>）以降の連続する5か月以上の期間において1月につき10回以上の施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）を行っていた場合は、当該連続する5か月の翌月以降に行う施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）については、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料について、所定料金（備考3.により算定されたものを含む。）の100分の50に相当する額により算定する。この場合において、所定料金の100分の50に相当する額と、所定料金の100分の75に相当する額との差額の範囲内に限り、所定料金の100分の50に相当する額により算定した額を超える金額の支払いを患者から受けることができる。 備考5. 初検日を含む月（<u>ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあっては、当該月の翌月</u>）から起算して5か月を超えて、継続して3部位以上の施術（骨折又は不全骨折に係るものを含む。）を行った場合は、備考3. 及び備考4. による方法に代えて、あらかじめ地方厚生（支）
--	---

出た施術所において施術を行う柔道整復師に限り、施術部位数に関係なく、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料として、1回につき1,200円を算定する。この場合において、当該施術に要する費用の範囲内に限り、前記料金を超える金額の支払いを患者から受けることができる。 備考6．～8．（略） 備考9．患者から一部負担金の支払いを受けるときは明細書を有償で交付する施術所である旨をあらかじめ地方厚生（支）局長に届け出た施術所以外の施術所において、明細書を無償で交付する旨を施術所内に掲示し、明細書を無償で患者に交付した場合は、<u>明細書発行加算として10円を算定する。</u>	局長及び都道府県知事に届け出た施術所において施術を行う柔道整復師に限り、施術部位数に関係なく、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料として、1回につき1,200円を算定する。この場合において、当該施術に要する費用の範囲内に限り、前記料金を超える金額の支払いを患者から受けることができる。 備考6．～8．（略） 備考9．患者から一部負担金の支払いを受けるときは明細書を有償で交付する施術所である旨をあらかじめ地方厚生（支）局長に届け出た施術所以外の施術所において、明細書を無償で交付する旨を施術所内に掲示し、明細書を無償で患者に交付した場合は、<u>令和6年10月1日以降の施術分から、明細書発行体制加算として、月1回に限り、10円を算定する。</u>
--	---